

令和8年度
合否判定の方法及び基準
【法学部】

対象入試制度

令和8年度 外国人留学生入学試験（前期・後期）

令和8年度 渡日前入学許可入学試験

1. 試験内容

「日本留学試験（日本語かつ総合科目）」及び「口頭試問」

2. 合否判定の方法と基準

「日本留学試験（日本語かつ総合科目）」及び「口頭試問」を総合して判定した。

「日本留学試験」においては、日本語320点以上、かつ総合科目140点以上を出願資格としている。

「口頭試問」においては、志望動機、自己PRなどの質問を通して、学修意欲が十分にあるか、入学後の授業に耐えうる日本語能力を有しているかを判定するため個人面接形式で実施した。また、外国人留学生入学試験（前期・後期）は対面形式、渡日前入学許可入学試験はオンライン形式で実施している。

本学部のアドミッションポリシーに沿って、次のような人物像に合致しているかどうかという点を中心に評価した。

- ・社会の成り立ちと仕組みについて関心・知識を持ち、客観的に考察する意欲のある人。
- ・社会の課題を客観的に考え、解決の道筋を探る意欲のある人。
- ・ものごとを論理的に考えることのできる人。
- ・規律を理解しこれに従って行動することのできる人。
- ・自然現象や環境について広く関心・知識を持つ人。
- ・社会の中で他者を思いやり、共に成長する意欲のある人。
- ・国際社会の一員として他国の文化を知り、その人々と交流する意欲のある人。